

かすみがうら市議会総務委員会会議録

令和4年8月17日 午後1時30分 開 会

出席委員

委員長 来 栖 丈 治
副委員長 鈴 木 良 道
委員 吉 村 慎 治
委員 金 子 遥

欠席委員

委員 田 谷 文 子

出席説明者

市長公室長 横 田 茂
政策経営課長 岩 井 雄一郎

出席書記名

議会事務局主任 玉 造 泰 之

議 事 日 程

令和4年8月17日（水曜日）午後1時30分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の策定について
 - (2) かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
 - (3) 議会だより編集特別委員の選任について
 - (4) その他
3. 閉 会

開 議 午後 1時30分

○来栖丈治委員長

委員の皆様には、お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。
ただいまの出席委員は4名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
それでは、ただいまから総務委員会を開きます。
書記を指名します。
議会事務局、玉造主任を指名いたします。
本日の日程は、会議次第のとおりであります。
それでは、早速、本日の日程事項に入ります。
初めに、(1) かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。
説明を求めます。
なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市長公室長（横田 茂君）

本日の案件につきましては、過疎地域指定に伴う案件2件ということでございまして、順次ご説明をさせていただきます。

岩井課長のほうからご説明させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

それでは、かすみがうら市過疎地域持続的発展計画（案）についてご説明いたします。

この過疎地域持続的発展計画につきましては、この後、関係部署、関係機関との調整を踏みまして、令和4年12月の第4回定例会に議案として提出をする予定となっております。

また、この計画につきましては、これまでもこの総務委員会等でご説明を申し上げておりまして、今回から新たな総務委員会の委員さんもいらっしゃいます。それまでの説明と重複する点もあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず初めに、過疎地域として計画の概要についてご説明をさせていただきます。

本市の霞ヶ浦地区、旧霞ヶ浦町の地区になりますが、今年度の令和4年4月において国から過疎地域の指定を受けまして、地域の魅力やポテンシャルを活かした政策を展開し、将来にわたっても持続可能な地域づくりを目指すため、過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。早急に年度内にこの計画を策定いたしまして、霞ヶ浦地区の各事業に財源的にも有利な過疎対策事業債や交付金など国の支援を受けまして、今後の本市の地域発展につなげていくというものでございます。

また、この過疎対策事業債は、充当率は100%で、その元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなるものでございます。簡単に申し上げますと、事業費の約7割が国から支援していただけるという財政的に大変有利なものでございますので、短期間ではございますが、計画を策定しまして、今年度、令和4年度の事業にもこの財源を充当していく考えでございます。

では、資料に沿ってご説明させていただきます。

1ページから6ページまでは、本市のこれまでの概要と人口及び産業の推移、動向について記載をするものでございます。この中で5ページの表をご覧ください。

本市全体の人口であります、平成7年度の4万5288人をピークに年々減少傾向にあります。今回の過疎地域対象であります霞ヶ浦地区につきましても、平成7年の1万9067人をピークに毎年減少しており、令和2年度までの25年間で23.6%の減少となりまして、国からの過疎地域指定の人口減少率の判断基準であります23%を上回る状況となっております。

次に、7ページをお願いいたします。この7ページからは、行財政の状況となっております。

この中で8ページの表、下から7つ目でございますが、本市の財政力指数でございますが、令和2年度が0.61となりまして、財政面での過疎地域指定の基準であります全市平均の0.64以下となっている状況でございます。

次の9ページでは、本市の主要な公共施設などの整備状況を記載してございます。

次の10ページ(4)地域の持続的発展の基本方針につきましては、本市の最上位計画であります第2次総合計画と整合を図りリンクさせまして、「きらり輝く 湖(みず)と山(みどり) 笑顔と活気のふれあい都市 ~未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら~」を将来像とした、3つの基本理念を掲げております。

また、基本目標につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略とリンクする4つの基本目標を掲げまして、関係人口を増加させる施策を進めるものでございます。

次の11ページの下、(5)の地域の持続的発展のための基本目標でございますが、人口減少に歯止めをかけながら、表の中の一番下、令和3年度に実施しました市民アンケートでの本市に住み続けたいと感じる方の割合が71.3%であったものを、この計画終了時の令和7年末には8.7ポイント増の80%を目指すという目標でございます。

次の12ページ中段(7)計画期間でございますが、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間としてございます。茨城県の計画期間と合わせているものでございます。

次の(8)公共施設等総合管理計画との整合では、平成27年3月に策定しました公共施設等マネジメント計画の基本理念「まちの魅力や市民生活の質が高まる施設へ」と記載のある4つの基本方針に基づきまして、整合性を図り施設の整備等を進めていくものでございます。

次に、14ページ以降でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で定められている12の項目ごとに分けまして、過疎対策事業債や国からの交付金などを充当することのできる事業を振り分けて記載しております。その12項目につきましては、資料をお戻りいただきまして、表紙裏の目次をご覧ください。

大きな数字で2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から3、産業の振興、4、5、6と続きまして、次のページの一番下の行、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項となっております。この12項目の中で一例を申し上げます。またページ進みまして、16ページをお願いいたします。

16ページ、3、産業の振興の項目でございます。

まず、(1)では、現況と問題点を、次の17ページ、(2)では、その対策としまして、ア、農業から

始まり、イ、地場産業、ウ、企業誘致、起業の促進、エ、商業、オ、観光・レクリエーション、各業種ごとに記載し、18 ページの（3）計画では、過疎対策事業債等が充当可能な事業名を表示してごさいます。表の中の事業内容の欄は、予算書での事業名を記載するもので、ある程度融通といたしますか、動きの取りやすい状況をつくるために数多くの事業を表記してごさいます。

次の19 ページ下、（4）産業振興促進事項です。

次の20 ページをお願いいたします。

次の事件でもご説明いたします固定資産税の課税免除に関する業種等をお示ししてごさいます。

次の（5）公共施設等総合管理計画等との整合につきましては、本市の公共施設等マネジメント計画、また個別施設計画と整合性を図ることを表記するものでごさいます。

このように特別措置法に従いまして、各12項目の構成による計画書となっております。

次に、パブリックコメントの資料をお願いいたします。

パブリックコメントにつきましては、令和4年7月19日から8月1日までの14日の期間で募集いたしましたして、4名の方からご意見をお受けいたしております。

内容といたしましては、表の中のNo.1として、きれいなまちづくりとして、ごみ問題やボランティア、草刈りなどということごさいます。

次に、No.2でごさいますが、地域交通の利便性。次の3ではコミュニティ施設の整備。4では若い世代への補助。No.5では移住・定住化の促進。No.6では働き場所の確保。No.7では再生可能エネルギーの促進。8では道路の補修。次のページになりますが、No.9では地域との連携や経過の広報などのご意見をいただき、こちらにつきましては、今後、ホームページに掲載をしていく予定ごさいます。

また、このいただいたご意見につきましては、資料27 ページ上段、片仮名でキ、環境美化の部分及び次の28 ページの中段の同じく片仮名のキの環境美化の部分パブリックコメントの後に追加いたしまして、いただきましたご意見を反映させている状況ごさいます。

計画書の説明は以上ごさいます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ごさいましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等ごさいませんか。

暫時休憩いたします。 [午後 1時43分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時58分]

ここで、本席を副委員長と交代させていただきます。

<委員長交代>

○来栖丈治委員

この過疎地域持続的発展計画は、第3回の定例会で報告するとのことでこれまで説明してきたと思うんですが、先ほど12月の第4回の定例会にとの説明がありましたので、その辺含めて調整状況になってくると思うんですが、もう1点併せて言わせてもらえれば、令和4年度から事業に該当させていくというような過疎対策事業債の説明も併せてあったので、12月の第4回で大丈夫なのかなという心配も持ったので、併せて説明いただければと思います。

○市長公室長（横田 茂君）

まず、第3回定例会の予定から第4回定例会へ変更した経緯ごさいますが、内部的な事務調整がも

う少し必要だということでお時間をいただきたいということと、中身の最終的な確認の意味も含めまして若干の手直しをもう少し確認させていただきたいという意味で、見送りさせていただきたいということでございます。

それと、こうするに当たって何か支障があるかどうかという懸念の点でございますが、県に確認しましたところ、今年度の過疎対策事業債の適用においては、12月の議会に提案をするという予定であれば、事務的には問題ないことを確認してございますので、そのご懸念は大丈夫だというふうに断言できると思います。

○来栖丈治委員

そうすると、今度の計画は12月の定例会で決定していくということだと思っておりますけれども、令和4年度の事業として該当させていくという考えに立った場合、我々が仮に12月までの間にいろいろ細部、市民の意見とか、上がってきた意見などを今回の過疎対策事業債の事業として取り上げるようなことは可能になるのか、それについては可能にならないのか、その辺お聞きしたいと思います。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

先ほど説明した計画の中で、予算の事業を上げているというご説明をいたしました。今後、ここで上げてある事業全て過疎対策事業債を充てることのできる事業です。ここに上げてない事業で、過疎対策事業債充当が必要な場合でしたらば、第4回定例会までに新たな事業を追加する、そういうことは可能となってくると思いますので、そういうご意見等ありましたらば、第4回定例会までにいただければと思います。

○来栖丈治委員

最後になりますけれども、いろいろ令和4年度の予算が組まれて、今、事業を展開している時期だとは思いますが、過疎対策事業債が適用になるのであれば、厚くできるような、もっと実の入ったというか、例えば過疎対策にもう少し半歩でも一歩でも入り込むことによって、すごく効果のある対策になるんじゃないかというようなことについては、加えていければなというような考えも持ち合わせていますので、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木良道副委員長

委員長を交代します。

<委員長交代>

○吉村慎治委員

まず、過疎の状況を数字で把握したいので、ほかの市の状況、あるいは県内の状況等々比べたものを提示いただけると助かりますが。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

それでは、追加で紙ベースでございますが、資料をお配りさせていただきます。

吉村委員のご質問に対しましては、資料の3ページ目をご覧ください。県内の過疎になっている市町村の現状を表してございます。

冒頭ご説明いたしました旧霞ヶ浦町の減少率、赤枠の一番右端、マイナス23.6%、こちらの数字がその減少の数字でございます。県内を見ますと、一番多いところでは40%を超す減少率の市町村もあろうかと思ひます。

○鈴木良道副委員長

パブリックコメントを見ますと、市の考え方も記載されておりますが、これ広報か何かに載せるんですか。そういう考えをお聞かせください。大分いいことを書いてあるものね。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

計画の本体につきましては、意見公募のときもホームページに掲載してございますが、計画が策定になりましたらば、策定後のものをホームページ上に掲載する予定でございます。

それと、追加でございますが、パブリックコメントのご意見等もホームページに載せていく予定でございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[発言する者なし]

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等がないようですので、本件は終結いたします。

次に、（２）かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、ただいまご説明させていただきました計画の中に固定資産税の課税免除に関する支援事業がございまして、条例化が必要ということでございますので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

岩井課長のからご説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

それでは、かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例についてご説明いたします。

この条例につきましても、先ほどの計画と同様に、関係部署、関係機関との調整によりまして、12月の第4回定例会に議案として提出をする予定でございます。

それでは、初めに、条文を説明する前に、この条例の基でもあります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の減収補填措置の要旨についてご説明いたします。

4ページ目のポンチ絵をご覧くださいと思います。このポンチ絵の赤枠のところでございます。

先ほどの説明の市が定める過疎地域持続的発展計画の区域、いわゆる霞ヶ浦地区での事業者、業種では、製造業・旅館業・情報サービス業等・農林水産物等の販売業において、固定資産税の償却資産に当たります機械・装置、建物・附属設備等の一定の事業用資産を取得した場合、今回定めます条例により、3年間、課税免除を行うものでございます。この課税免除となりました固定資産税の減収分の75%につきましては、この赤枠の右下のほうにもございますが、普通交付税の基準財政需要額に算入されまして、国からの財源措置がなされるものでございます。

では、条文についてご説明をいたします。1ページ目でございます。

まず、第1条の趣旨につきましては、先ほど申し上げた内容等でございます。

次に、第2条の課税免除につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の関係省令に基づきまして、期限を令和6年3月31日までといたしております。課税免除いたします業種につきましても、冒頭申し上げましたように、霞ヶ浦地区内でも製造業・旅館業・情報サービス業・農林水産物等の販売業等といたしまして、資本金の規模ごとに対象となる償却資産の取得価格の合計額を免除してございます。また、課税免除を行う固定資産税の内容につきましては、特別償却資産の家屋、その敷地の土地、機械、装置等の償却資産であることを明記してございます。

次に、第3条の課税免除の期間につきましては、普通交付税での財源補填期間に合わせまして、新たに課税となった年度から3か年度としてございます。

最後、3ページの附則の2、失効であります。第2条で申し上げました特別措置法の省令に合わせまして、令和6年3月31日限りの効力としてございます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたらば、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○鈴木良道副委員長

これは過疎地域だけですよね。千代田地区は該当しませんよね。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

鈴木委員おっしゃるとおり霞ヶ浦地区だけの課税免除でございます。償却資産ですので、固定資産税の一部分ということでございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。〔午後 2時11分〕

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。〔午後 2時11分〕

次に、(3) 議会だより編集特別委員の選任についてを議題といたします。

議会だより編集特別委員については、各常任委員会及び議会運営委員会からそれぞれ1名ずつ選出された4名に副議長を加えた計5名で構成するのが先例となっておりますが、総務委員会選出委員に欠員が生じたため選出を行うものです。

なお、任期は令和5年1月27日までとなっております。

どなたかご選出いただけますでしょうか。

○鈴木良道副委員長

総務委員会からは吉村委員を推薦したいと思います。

○来栖丈治委員長

ただいま鈴木委員から吉村委員をとということですが、そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○来栖丈治委員長

お諮りいたします。

ただいまありましたように、鈴木委員からの指名のとおり、吉村委員を議会だより編集特別委員とすることでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、吉村委員を議会だより編集特別委員に決定いたしました。

それでは、そのように議長に報告させていただきます。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の総務委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時13分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 来 栖 丈 治